

平成29年度危険物取扱者保安講習

危険物取扱者免状の交付を受けているもので、危険物製造所等で危険物の取り扱い作業に従事している人は保安講習を受講することになっています。

注意

・危険物取扱作業に従事している方は、3年に1回の保安講習の受講が義務づけられており、その講習を受講しない方は、消防法第13条の2第5項の規定により、危険物取扱者免状の返納を命じられる場合があります。

受講手続について

①申込用紙については消防署及び各出張所で受け取れます。

②受講手数料 4,700円

※受講申請受理後は、受講申請書及び手数料は返納いたしません。

③松浦市での講習会について

日時：8月22日（火） 場所：松浦市消防本部

講習時間：給油取扱所 9：00～12：00

給油取扱所以外 13：30～16：30

受付期間：7月10日（月）～8月4日（金）

※長崎県の各地で開催されます。その他の場所での講習会についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人長崎県危険物安全協会 TEL：095-825-8479

長崎県消防保安室 TEL：095-895-2146

松浦市消防本部 TEL：0956-72-1211